

事務連絡
令和2年10月6日

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

厚生労働省健康局難病対策課

令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
試行運用対象事務手続の本格運用開始期日
並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）に関し、令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の対象となる事務手続の一覧等を、内閣府大臣官房番号制度担当室において別紙のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の担当課におかれては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用してください。

また、本格運用開始期日は、令和2年10月8日とされていますので、併せてお知らせします。

先般、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）への情報照会事務の試行運用に活用いただくため、「特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について」（令和2年6月11日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡）において、「特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）及び「計算ツール」をお送りしておりましたが、今後、機構等への情報照会事務の本格運用を実施する際にご活用いただくため、情報照会マニュアル（別添1）及び「計算ツール」（別添2）を再度送付します。各都道府県におかれましては、管内市区町村に、機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう、実施状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

併せて、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル（別添3～別添7）」についても送付しますので、情報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきます。

すようお願いいたします。

なお、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政において、今般、試行運用から本格運用の対象となる事務手続は、下表のとおりです。

【別紙 1 - 1 関係】（年金関係の情報連携を行う事務手続）

別紙における項番	管理番号	事務手続名
113	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本年金機構への照会）
114	7-152	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
115	7-153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
116	7-154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
117	7-157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本年金機構への照会）
118	7-158	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
119	7-159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
120	7-160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
987	98-53	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
989	98-67	特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）

【別紙２－１関係】（年金関係以外の情報連携を行う事務手続）

別紙における項番	管理番号	事務手続名
186	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員災害補償基金への照会）
187	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））
188	7-161	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会）
189	7-162	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））
197	7-177	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（健康保険法）
198	7-178	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（船員保険法）
199	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）
200	7-180	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）
201	7-181	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（共済組合等）
202	7-182	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（健康保険法）
203	7-183	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（船員保険法）
204	7-184	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国民健康保険法）
205	7-185	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）
206	7-186	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（共済組合等）
1278	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）
1279	98-58	特定医療費の支給認定（船員保険法）
1280	98-59	特定医療費の支給認定（国民健康保険法）
1281	98-60	特定医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）
1282	98-61	特定医療費の支給認定（共済組合等）
1283	98-62	特定医療費の支給認定の変更（健康保険法）
1284	98-63	特定医療費の支給認定の変更（船員保険法）
1285	98-64	特定医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）
1286	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）
1287	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）

【添付資料】

(別紙 1 - 1) **【本格運用】** 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類
(年金関係手続) (R2.10.8時点)

(別紙 1 - 2) **【試行運用】** 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類
(年金関係手続) (R2.10.8時点)

(別紙 2 - 1) **【本格運用】** 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類
(年金関係手続を除く) (R2.10.8時点)

(別紙 2 - 2) **【試行運用】** 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類
(年金関係手続を除く) (R2.10.8時点)

(別添 1) 特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の事務における年金
関係情報の取扱いについての留意事項等 (情報照会マニュアル)

(別添 2) 計算ツール

(別添 3) 日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事
項

(別添 4) 国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いにつ
いての留意事項

(別添 5) 地方公務員共済組合が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての
留意事項

(別添 6) 日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う年金関係情報の取扱い
についての留意事項

(別添 7) 日本年金機構等が提供する年金関係情報の見方 (簡易版)